

福岡県社会福祉審議会資料

【報告事項】

- ① 令和6年度各専門分科会の開催実績について・・・P 1
(民生委員審査専門分科会、地域福祉支援計画専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会)
- ② 福岡県地域福祉支援計画の策定について・・・P 6
- ③ 「福岡県こども計画」の策定について・・・P 7
- ④ 子育て環境の整備・・・P 12
- ⑤ 福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金の概要について・・・P 13
- ⑥ 乳幼児の歯と健康づくり推進事業について・・・P 14

令和6年度民生委員審査専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

開催日時：令和6年11月29日（金）

開催場所：行政棟10階 西側 行政特1会議室

出席委員数：8名中6名回答

2 議事

ア 報告事項

- ・ 前回専門分科会以降に行った推薦（会長専決分）及び解嘱具申について
- ・ 今回解嘱の申出のあった解嘱具申について

イ 審議事項

令和6年12月1日付けで委嘱予定の民生委員・児童委員の候補者の審査について

3 審議結果

（1）報告事項

前回専門分科会以降に行った推薦（会長専決分）及び解嘱具申について、推薦117件、解嘱具申139件の報告がなされた。

今回解嘱の申出のあった解嘱具申について14件の報告がなされた。

（2）審議事項

12月1日付民生委員・児童委員の候補者について、7件の審査を行い、その結果7件全てが同意された。

令和6年度地域福祉支援計画専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

(1) 第1回

開催日時：令和6年8月6日（火） 10時00分から12時00分

開催場所：福岡県庁福祉労働部会議室

出席委員数：8名中7名出席

(2) 第2回

開催日時：令和6年10月24日（木） 14時00分から16時00分

開催場所：福岡県庁福祉労働部会議室

出席委員数：8名中6名出席

(3) 第3回

開催日時：令和7年1月30日（木） 15時00分から16時00分

開催場所：福岡県庁福祉労働部会議室

出席委員数：8名中7名出席

2 審議事項

(1) 第1回

福岡県地域福祉支援計画 骨子（案）について

(2) 第2回

福岡県地域福祉支援計画（案）について

(3) 第3回

福岡県地域福祉支援計画（案）について

3 審議結果

(1) 第1回

事務局案どおり了承を得た。

(2) 第2回

委員の意見に基づく修正を行うことで了承を得た。

(3) 第3回

委員の意見に基づく修正を行うことで了承を得た。

令和6年度障がい者福祉専門分科会開催実績

1 分科会開催概要

開催日時：令和6年11月29日（金）15：00～

開催場所：福岡県庁 特9会議室

2 審議事項

(1) 分科会会長、副会長の選任について

(2) 令和7年度（令和6年度補正含む）障がい者（児）福祉施設等の整備について

《 障がい者施設の整備 》

①日中活動系に係る整備	1件
②共同生活援助（グループホーム）に係る整備	6件
③防災・減災に係る施設整備	
・創設（老朽化した施設の移転改築等）	1件
・大規模修繕（多床室の個室化等）	1件
・大規模修繕（施設の一部改修）	4件
・改築（施設の耐震化）	1件

《 障がい児施設の整備 》

①障がい児通所支援に係る整備	4件
②防災・減災に係る施設整備	
・改築（水害対策のための移転改築）	1件

3 審議結果

事務局案のとおり決定

令和6年度老人福祉専門分科会審議結果について

1 第1回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催方法：対面

開催時期：令和6年8月1日

回答委員：出席者6人

(2) 審議事項

・令和6年度高齢者福祉施設等整備の採択について

(3) 審議結果

事務局案どおり了承を得た。

2 第2回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催方法：書面による審議

開催時期：令和7年2月

回答委員：8人中8人回答

(2) 審議事項

・医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画について

(3) 審議結果

事務局案どおり了承を得た。

3 第3回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催方法：対面

開催時期：令和7年3月10日

回答委員：出席者5人

(2) 審議事項

・令和7年度高齢者福祉施設等整備の採択について

(3) 審議結果

事務局案どおり了承を得た。

令和6年度児童福祉専門分科会開催実績

1 開催概要

原則として、毎月第1木曜日に開催

専門分科会の委員定数は12名

2 議事内容

	日付	場所	人数	審議事項	報告事項
第1回	4月4日 (木)	福岡県庁 特1会議室	11人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ)【こども未来課】(7件) ・児童福祉施設等整備の個別審査について (病児保育施設)【子育て支援課】(1件) ・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、田川児相、大牟田児相】(6件) ・児童の処遇について 【福岡児相、久留米児相】(2件) ・子どもの貧困対策の推進に関する部会の廃止について 【こども未来課】 ・子どもの権利擁護に係る環境整備について 【こども福祉課】	・「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の制定について【こども福祉課】
第2回	5月9日 (木)	福岡県庁 特1会議室	11人	・保育所設置認可の個別審査について 【子育て支援課】(1件) ・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、京築児相、大牟田児相】(5件)	
第3回	7月4日 (木)	福岡県庁 特1会議室	8人	・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、京築児相、大牟田児相】(9件)	
第4回	8月1日 (木)	福岡県中小企 業振興センター	11人	・里親の認定について 【福岡児相、大牟田児相】(4件) ・保育士資格管理に関する部会の設置について 【子育て支援課】	
第5回	9月3日 (火)	福岡県庁 特5会議室	10人	・保育所設置認可の個別審査について 【子育て支援課】(1件) ・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、京築児相】(5件) ・児童の処遇について【久留米児相】(1件)	
第6回	11月7日 (木)	福岡県庁 特1会議室	9人	・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、京築児相、宗像児相、大牟田児相】(14件)	・福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例 第21条に基づく年次報告書について【こども福祉課】
第7回	1月9日 (木)	福岡県庁 特1会議室	11人	・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、宗像児相、田川児相】(10件)	
第8回	3月7日 (金)	福岡県庁 特1会議室	9人	・保育所設置認可の個別審査について 【子育て支援課】(6件) ・児童福祉施設等整備の個別審査について(児童館) 【子育て支援課】(3件) ・児童福祉施設等整備の個別審査について (病児保育施設)【子育て支援課】(2件) ・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ)【こども未来課】(48件) ・里親の認定について 【福岡児相、久留米児相、京築児相、宗像児相、田川児相、大牟田児相】(13件)	

3 審議結果

第1回分科会及び第5回分科会の審議事項「児童の処遇について」計3件について、分科会からの助言が行われた。

第7回分科会及び第8回分科会の審議事項「里親の認定について」のうち、各1件について、保留とされた。

それ以外の審議事項136件については、全て承認された。

令和 7 年 8 月 2 7 日
福祉労働部福祉総務課

福岡県地域福祉支援計画の策定について

1 計画の趣旨

- 少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などにより地域福祉を取り巻く状況は大きく変化している。また、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える課題や福祉ニーズが複雑化・複合化し、既存の支援制度の枠組みでは対応が難しい問題が顕在化している。
- このような中、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、地域住民や多様な関係機関が共に支え合い、一人ひとりが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められている。
- これらを踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組みをさらに進めるため、令和7年3月に本計画を策定したもの。

2 計画の位置付けと役割

- 社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村における地域福祉の支援に関する事項を定めるもの。
- 福祉に関する分野ごとの計画や関連する他分野の計画など、それぞれの施策を推進するにあたって、地域福祉の観点から共通に必要な考え方を定めるもの。

3 計画の期間

令和7年度～令和9年度（3年間）

4 計画の概要

（1）基本理念

誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現

（2）施策の柱

- 1 お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり
- 2 地域福祉を支える人づくり
- 3 福祉サービスを確実に提供するための基盤づくり
- 4 行政の縦割りを越えた支援体制づくり

「福岡県こども計画」の策定について

I 基本構想

1 計画策定の趣旨

福岡県では、これまで「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」等のこどもに関する計画を個別に策定し、こども施策を推進してきました。

一方で、少子化の進展、いじめ・児童虐待・不登校などの増加、こどもの貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は、ますます多様化し、相互に関連しあっています。また、大規模災害や感染症の発生、情報通信技術の急激な進展など、先を見通すことが難しい時代になってきています。

このような中、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国は、全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）づくりを目的に、従来の3つの個別大綱である「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を「こども大綱」に一元化しました。

そこで、本県では、こどもに関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくため、国の「こども大綱」を踏まえ、こどもに関する計画を一本化した「福岡県こども計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として策定します。

また、同条第4項に規定されているとおり、県こども計画は、こども施策に係る以下の計画と一体的に策定します。

- ・福岡県青少年健全育成条例第8条第1項に基づく青少年健全育成総合計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・国の社会的養育推進計画策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定する自立促進計画
- ・国の成育医療等基本方針に基づく計画

なお、本計画は、県政推進の指針である福岡県総合計画と整合性を図りつつ実施していきます。

3 対象とする「こども」の範囲

本計画における「こども」とは、こども基本法における定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」とします。

なお、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

4 福岡県の目指す姿

全てのこどもが 夢や希望を持ち たくさんの笑顔で暮らせる福岡県

5 展開する施策

（１）基本的な考え方

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。
- こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めます。
- こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。
- 予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成します。
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。
- 若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。

このような考えに基づき、この計画では、次の４つの柱を基本方向とし、施策を推進します。

（２）施策体系

基本方向（４つの柱）

柱Ⅰ	全てのこどもが持つ権利の保障
柱Ⅱ	成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成
柱Ⅲ	きめ細かな対応が必要なこどもへの支援
柱Ⅳ	結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

Ⅱ 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

Ⅲ 基本的な政策・施策

柱Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障

中項目	施策（小項目）
1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進	(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進
2 こどもの意見表明とその尊重	(1) こどもの意見表明とその尊重

柱Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

中項目	施策（小項目）
1 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保	(1) 妊娠前からの出産に向けた支援
	(2) 妊産婦等への保健医療施策の充実
	(3) 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実
	(4) 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援
2 幼児教育・保育の充実	(1) 幼児教育・保育の環境整備
	(2) 幼児教育・保育の質の向上
3 こどもの生きる力の育成	(1) 学力の向上
	(2) 豊かな心の醸成
	(3) 人権意識の醸成
	(4) 健やかな体の育成
	(5) 食育の推進
	(6) 教育環境の整備・充実
4 こどもの成長を支える環境の整備	(1) インターネット適正利用の推進
	(2) 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備
	(3) 安心して外出できる環境づくり
	(4) 非行の防止と自立支援
5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援	(1) 世界にはばたくこどもの応援
	(2) 異文化理解力と外国語能力の向上
6 こどもの新たなチャレンジの応援	(1) 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援
	(2) 次世代のリーダーとなるこどもの応援
	(3) 次世代の競技者や芸術家の支援
	(4) 様々な分野で担い手となるこどもの応援

7 こどもの社会的自立を支える取組の推進	(1) キャリア教育の推進
	(2) 就労支援の充実
	(3) 高等教育の就学支援、高等教育の充実
	(4) 進路等相談体制の充実
8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	(1) 遊びや体験活動の推進
	(2) 社会参画の推進
	(3) こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進
9 居場所づくりの推進	(1) 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり
	(2) 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり

柱Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

中項目	施策（小項目）
1 児童虐待の予防・防止	(1) 児童相談所の相談体制の強化
	(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
	(3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施
2 社会的養護の充実	(1) こどもの権利擁護の強化
	(2) 家庭と同様の環境における養育の推進
	(3) こどもの自立支援の推進
3 貧困の状況にあるこどもへの支援	(1) こどもの教育に関する支援
	(2) こどもの生活の安定のための支援
	(3) 保護者の就労支援
	(4) 経済的支援
4 ひとり親家庭への支援	(1) 生活と子育ての支援
	(2) 就業支援
	(3) 養育費の確保支援
	(4) 経済的支援
5 障がいのあるこどもへの支援	(1) 障がいのあるこどもの育成
	(2) 特別支援教育推進体制の整備
6 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進	(1) 不登校等に対する取組の推進
	(2) いじめの防止
	(3) ひきこもりに対する取組の推進
	(4) 自殺対策
7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援	(1) ヤングケアラーへの支援
	(2) 性的マイノリティのこどもへの支援
	(3) 外国人のこども等への支援

柱Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援

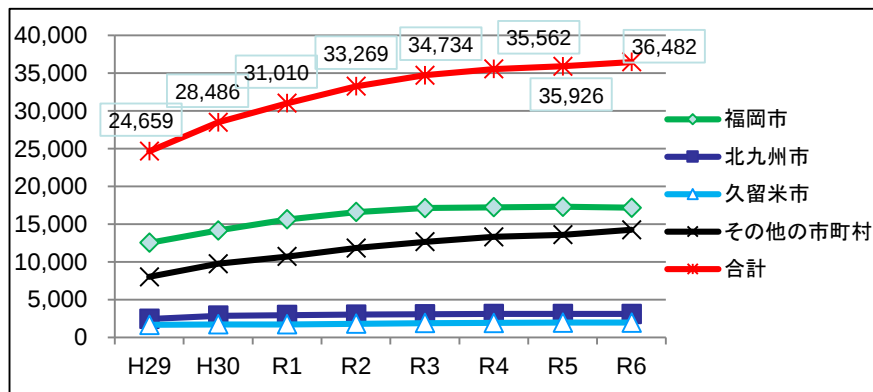
中項目	施策（小項目）
1 次代の親の育成	(1) 次代の親の育成
2 若い世代の生活の基盤の安定への支援	(1) きめ細かな就職支援
	(2) 所得向上に向けた支援
3 出会い・結婚応援の推進	(1) 出会い・結婚応援の推進
4 子育て世帯の経済的負担の軽減	(1) 全ての子育て家庭への経済的支援
	(2) きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援
5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	(1) 働きながら子育てできる環境づくり
	(2) 職場・家庭における男女共同参画の推進
6 地域、家庭で子どもを育む環境づくり	(1) 地域全体で子どもを育てる取組の促進
	(2) 家庭教育支援の充実
	(3) 子育てしやすい住環境づくり

子育て環境の整備

国の就学前教育・保育施設整備交付金等を活用し、市町村が実施する保育所等の創設や増改築などを支援することにより、早期の待機児童の解消を目指しています。

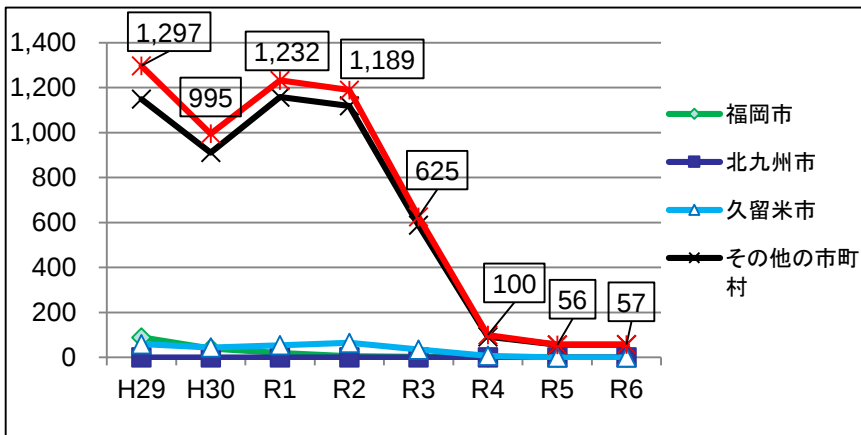
【保育所等の整備と待機児童】

■ 保育所等の整備による定員増（累計、人）



・平成21年度から令和6年度までの整備により、累計で36,482人定員増。

■ 待機児童数の推移（人）（各年4月1日現在）



令和7年度 保育所等の施設整備

・施設整備により、保育所(325人)、認定こども園(213人)、小規模保育(19人) 計557人の定員増を計画

保育所等の設置状況(令和7年4月1日)

- ・保育所 859か所(うち北九州市112,福岡市233,久留米市55)
- ・認定こども園 298か所(うち北九州市 77,福岡市 69,久留米市35)
- ・地域型保育事業299か所(うち北九州市 68,福岡市157,久留米市 6)

待機児童解消への取組

・県では、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする「福岡県こども計画」を策定し、令和11年度までに待機児童をゼロとする目標を設定。

・待機児童発生市町村と発生要因に応じた保育士確保や受皿整備など具体的な対策の個別協議・検討を実施。

保育人材の確保対策・保育士の処遇改善

【保育人材の確保】

- ・「保育士・保育所支援センター」での保育人材に対する総合的な支援（就職支援、保育士資格保有者届出制度、相談窓口）
- ・配置基準を満たすための保育士確保の取組に対する助成

【保育士の処遇改善等】

- ・処遇改善の要件とされる保育士等キャリアアップ研修の実施

病児保育の充実

- ・病児保育の利用料を原則無償化(上限2,000円/日)
- ・施設の保育士確保支援や新築・増改築、備品購入に係る助成

福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金の概要について

R 7 年度当初予算額 534,089千円

事業名：福岡県第3子以降保育料無償化事業費補助金

目的：多子世帯の経済的負担の大きさや、3人以上の子育て世帯が特に減少していることを踏まえ、第3子以降の保育料を無償化し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを推進する。

対象：全市町村

対象施設：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、特例保育、届出保育施設（基準適合施設）、企業主導型保育事業所

対象世帯：保護者と生計を一にし、保護者に監督・保護されるものが3人以上いる世帯

※世帯の収入及び「保護者に監督・保護されるもの」の年齢の上限はありません

上限額：保育所、認定こども園：国基準の保育料

（月額）届出保育施設：42,000円

企業主導型保育事業所：37,100円（0歳）

37,000円（1・2歳）

負担割合：県1/2 市町村1/2

【国の制度概要と県独自補助の関係】

※2歳以下の保育料を、第1子40,000円、第2子20,000円とした場合

国制度の場合				県独自補助の場合			
				第3子以降を無償化			
				左表②の場合		左表③の場合	
				第1子		第1子・第2子	
小学生～ (対象外)	①第1子～第3子が2歳以下						
	②第1子が小学生 第2子・第3子が2歳以下			第1子			
	③第1子・第2子が小学生 第3子が2歳以下			第1子・第2子			
	全員無償化						
5歳(年長)							
4歳(年中)							
3歳(年少)							
2歳	第1子	40,000円					
1歳	第2子	20,000円	第2子 (第1子扱い)	40,000円			
0歳	第3子	0円	第3子 (第2子扱い)	20,000円	第3子 (第1子扱い)	40,000円	
保育料 計		60,000円		60,000円		40,000円	
第1子：全額、第2子：半額、第3子以降：無償							

乳幼児の歯と口の健康づくり推進事業について

1 概要

乳幼児期における口の発達に関するリーフレットや動画を制作し、それを活用した研修を行うことで、「噛む、飲み込む」等の口の機能の発達に重要な乳幼児期における歯と口の健康管理の推進を図る。

2 事業内容

(1) 保育士・保護者を対象としたデジタルリーフレットの作成

〔内容〕 保育所や家庭でのチェックポイントや訓練方法等

(2) 幼児向け口の発達を促すトレーニング動画の制作

〔内容〕 幼児（3～6歳）が映像を見て真似してできる口、舌、体全体を使った体操

(3) 保育所等の保育士を対象とした研修（講義・演習）の実施

〔内容〕 乳幼児期における口の機能の発達の重要性についての講義
動画を用いた訓練方法の実演

〔対象施設〕 保育所、認定こども園、幼稚園等

〔開催回数〕 3回（県内3地域で開催、オンライン併用）